

令和5年4月 随意契約一覧（建設工事等）

項番	契約日	件名	工期末 (履行期限)	契約の相手方	契約金額(円)	指定理由	根拠法令	担当課
1	4月1日	特別区道調査測量委託（単価契約）	令和6年3月31日	一般社団法人東京公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	単価契約	本業務は、同時期に複数現場の土地や権利関係の調査・測量・立会いをする必要が多々あるので、測量業務に精通し、登記手続を業務とする土地家屋調査士を数多く手配できることが必須の要件となる。この点において、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地家屋調査士の約5割が所属している指定業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
2	4月5日	地籍調査（街区境界調査）委託（立 会工程）	令和6年2月29日	一般社団法人東京公共 嘱託登記土地家屋調査 士協会	8,635,000	本業務では、広範囲かつ限られた期間で緊急性のある調査を行う必要があるため、本業務を履行することができるのは、墨田区内の土地所有者からの依頼による土地の表示登記や境界確定業務の豊富な実績があり、区内の土地の境界に関する豊富なデータを有し、土地家屋調査士が多数在籍し、同時期に複数現場の調査・測量・立会いが可能である指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	土木管理課
3	4月12日	両国屋内プール自動制御設備改修工 事	令和6年3月28日	アズビル株式会社 ビ ルシステムカンパニー 東京本店	49,170,000	本施設においては、施設内の各機器の運転状況を監視し制御する自動制御設備を導入しており、本施設の建設時に指定事業者が本設備を納入した。本件工事は、当該自動制御設備のうち、中央監視装置と各機器との制御、状態監視、計測等を行う端末装置を取り替えるものであるが、指定事業者の製造した端末装置を設置し、プログラムの書換えその他の諸調整を行わなければ、既設の自動制御設備との互換性を確保できないため、本工事を施行することができるのは指定事業者以外にいない。	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	公共施設マ ネジメント 推進課